

平成 21 年 6 月 22 日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社セラーテムテクノロジー
代 表 者 名 代表取締役社長 今井 一孝
(コード番号 4330、大証ヘラクレス市場)
本 社 所 在 地 東京都港区東新橋 2 丁目 11 番 7 号

株主による増資等差止仮処分命令の申立て取り下げに関するお知らせ

当社の第三者割当による新株式の発行ならびに第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権社債の発行につき、当社の株主から差止請求に係る仮処分の申立てがなされておりましたが、本日、東京地方裁判所より、当該申立てが取り下げられた旨通知を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 増資等差止め仮処分命令の申立て取り下げに至った経緯

平成21年6月1日に開示いたしました「第三者割当による新株式の発行並びに第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権社債の発行に関するお知らせ」の通り、当社は同日開催の取締役会において、資本増強を図ることにより、当社の脆弱な財務基盤を強化し、当社グループ成長戦略を積極的に実行することを決議いたしました。

しかしながら、平成21年6月6日付「株主による新株式ならびに新株予約権社債の発行差止仮処分命令の申立てに関するお知らせ」の通り、当社株主より平成21年6月5日付けで、当該新株発行を差止める仮処分の申立てが東京地方裁判所民事部に行われました。

この申立ては、直近3ヶ月の平均株価に0.95を乗じた金額で発行価格および転換価格を算定したことが「特に有利な価格」に該当して法令に違反すること、また、既存株主の持分比率に影響を与えることは、著しく不公正な方法による発行に該当するという主張内容でした。

これに対し、当社は、平成21年6月15日付「『第三者割当による新株式の発行並びに第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権社債の発行に関するお知らせ』の一部変更について」の通り、発行価格および転換価格は妥当であり、当社に法令に違反する事実はないことを主張し、また、著しく不公正な方法による発行との疑念を払拭するため、申込期間を平成21年6月18日から平成21年7月2日に、払込期日を平成21年6月19日から平成21年7月3日に変更する取締役会決議を行いました。

その結果、6月19日付で、当社株主が本申立の全部の取り下げを行い、東京地方裁判所から本日、その旨の通知を受領したものです。

2. 仮処分の申立てを取り下げた株主の名称等

- (1) 名称 有限会社大阪進学スクール
- (2) 住所 大阪府大阪市都島区高倉町二丁目1番4号
- (3) 代表者の役職氏名 代表取締役 上水 満治
- (4) 所有株式数および所有割合 950株 1.2% (平成20年12月31日時点)
- (5) 当社との関係 株主

3. 申立てが取り下げられた日

平成21年6月19日

4. 申立ての内容

平成21年6月5日に東京地方裁判所に行った、当社の第三者割当による新株式の発行並びに第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権社債の発行を差止める仮処分命令の申立ての全部の取り下げ。

5. 今後の見通し

当社は、平成21年6月15日開催の取締役会において決議された変更日程どおり、第三者割当による新株式の発行並びに第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権社債の発行を平成21年7月3日に実施いたします。

なお、上述の通り、当社は払込期日等を変更いたしました。これは、仮処分の申立てを提起した当社株主の疑念を払拭するために行ったものであります。新株式および新株予約権社債の各引受人からは、払込資金の準備が整っている旨、報告を受けております。

当該仮処分の申立てが、当社の業績に与えた影響は現在精査中ではありますが、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

以上

■ 本件に関するお問い合わせ先

株式会社セラーテムテクノロジー IR 担当

TEL: 03-5408-5780